

奥州市上下水道事業告示第6号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定により、汚水を処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は上下水道部下水道課において縦覧に供する。

令和3年4月1日

奥州市長 小 沢 昌 記

1 汚水処理を開始すべき年月日

令和3年4月1日

2 汚水を処理すべき区域

水沢地域

水沢姉体町字上島、字殿野起、字伊手迎及び字中島の一部

前沢地域

前沢字北久保、字中久保、字中村、字道場、字宿、字八幡、字島、字高畑及び字長檀の一部

3 分流式又は合流式の別

分流式

4 奥州市公共下水道が接続する下水道の終末処理場の位置及び名称

水沢地域、江刺地域及び胆沢地域

(1) 位置 奥州市水沢姉体町字南新田下地内

(2) 名称 北上川上流流域下水道（胆江処理区）水沢浄化センター

前沢地域

(1) 位置 奥州市前沢字孤堂地内

(2) 名称 前沢下水浄化センター